

史跡等購入費国庫補助要項

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定
平成元年5月29日
平成17年4月1日
平成26年4月1日
令和2年4月1日
改 正

1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第109条又は第110条第1項の規定により指定又は仮指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等の保存のために行う次に掲げる土地の買上げ等（別に定める基準によりあらかじめ文化庁長官の承認を受けて、地方公共団体が先行取得に係る地方債を償還する事業を含む。）の事業とする。

（1）史跡等の重要な部分をなす地域にある土地の買上げ等

（2）史跡等の保存上、遺構等と一体化して保存する必要がある地域で、歴史的環境の保護等から特に重要な地域にある土地の買上げ等

（3）史跡等の保存及び活用上、整地、修景、復原等の環境整備を行うことが特に必要とされる場合で、当該地域を公有化しなければその実施が困難である地域にある土地の買上げ等

（4）史跡等の環境保全及び天然記念物の保護増殖等のために特に公有化が必要である地域にある土地の買上げ等

（5）歴史上又は学術上の価値が極めて高く史跡等に指定して保存する必要があると認められる記念物のうち、史跡等指定について所有者その他の権利者の同意が得られている等指定を行うことが確実な状況となっているもので、当該地域を公有化しなければ指定し、保存することが困難であるものに係る前各号に該当する土地の買上げ等

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

（1）主たる事業費

- ア 土地購入経費
- イ 建物等物件購入経費
- ウ 立木竹、建物等移転補償経費
- エ 先行取得地の再取得等経費

（2）その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の5分の4とする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説 明
史跡等購入事業	主たる事業費	史跡等購入費	公有財産購入費 補償金 償還金、利子及び割引料	土地購入費 建物購入費 工作物購入費 〇〇購入費 立木竹購入費 建物移転補償金(費) 工作物移転補償金(費) 立木竹移転(伐採)補償金(費) 営業補償金(費) 償還金 利子及び割引料	史跡等保存のためにする土地等買上げ費 (公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱に準ずる) 史跡等保存上支障ある家屋等の撤去補償等 (公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱に準ずる) 地方債の元金償還金 地方債の利子
	その他の経費	買上事務費	給与報酬 職員手当等 旅費 需用費 役務費 委託費 使用料及び賃借料 原材料費	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 測量費 不動産鑑定料 登記委託料 測量(実測)委託料 会場借料	会計年度任用職員への支給に限る 〃 会計年度任用職員への支給に限る 〃 〃 〃 〃 連絡旅費、買上交渉旅費 郵便、電信電話料等 特に認められた場合に限る 境界標示用木杭等

(備考) 説明欄中「史跡等保存上支障ある家屋等の撤去補償等」について

法第125条第1項による現状変更の許可を得て建設された家屋等に係る撤去補償等については、許可の後に当該家屋等所在地域が保存・整備を図る必要のある重要な地域であると認められた場合等真に家屋等の移転が必要である場合についてのみ補助対象とする。